

東北町総合振興計画等策定支援業務公募型
プロポーザル審査委員会設置要領

東北町総合振興計画等策定支援業務に係る公募型プロポーザルの審査委員会設置に関する要領を次のとおり定める。

1 審査委員会の設置

東北町総合振興計画等策定支援業務（以下「支援業務」という。）に係る公募型プロポーザルの審査を適正かつ公正に行うため、「東北町総合振興計画等策定支援業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

審査委員会は、町長が別に指名する東北町職員によって構成する。

2 審査対象及び評価項目、評価基準ならびに配点

審査対象となる支援業務は、次の計画策定に係るものとし、評価項目及び評価基準、配点については、別紙のとおりとする。

- (1) 東北町総合振興計画（基本構想及び基本計画）
- (2) 東北町総合戦略（デジタル田園都市国家構想総合戦略）
- (3) 東北町人口ビジョン（まち・ひと・しごと創生人口ビジョン）

3 一次審査

審査委員会において、応募事業者の「企画提案書」を各審査委員が別紙「審査評価基準」に基づき採点し、二次審査へ進む応募事業者を選定する。

なお、応募事業者が5者以下のときは審査委員会において一次審査を省略することができる。

この場合、全ての応募事業者が二次審査へ進むものとする。

4 二次審査及び契約候補者の選定

審査委員会において、応募事業者からの「プレゼンテーション及びヒアリング」を実施し、各審査委員が別紙「審査評価基準」に基づき採点し、評価得点の合計点が最も高い応募事業者を契約候補者として選定する。

5 事務局

審査委員会の事務局は、企画課に置く。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和6年5月30日から施行し、令和7年3月31日までとする。

【別紙】

【審査評価基準】

評価項目		評価基準	配点
実施方針	業務理解度	業務の目的・内容等を十分に理解しているか	5
	計画工程	計画工程が具体的かつ現実的で実現性が高いか	5
	基本構成	仕様書に示した内容が網羅されているか	5
		提案内容等が分かりやすくまとめられているか	5
策定支援内容	取組方針	事業を執行するにあたっての基本的な取組姿勢・考え方や業務実施への意欲が高いか	5
	地域理解度	本町の現状・課題等を的確に把握しているか	10
	先進性	独自のノウハウを活用した先進的かつ高度な取り組みの提案があるか	10
	実現性	実現性が高い提案内容となっているか	10
	的確性	業務内容ごとに、的確かつ具体的な実施方法が示されているか	10
	技術力	業務支援方法が的確で協力的であるか	10
調査・分析	妥当性	調査・分析の項目や手法が的確であるか	5
会議運営	技術力	支援内容が的確で協力的であるか	5
住民参画	技術力	幅広く住民意見を反映できる手法や支援内容の提案となっているか	5
業務コスト	妥当性	提案内容に見合った適切な経費の計上がおこなわれているか	10
合 計			100